

日本重化学工業グループ人権方針

■ 人権方針

当社グループは、「国際人権章典」、国際労働機関の「労働の基本原則及び権利に関する宣言」および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持・尊重します。

また、当社グループは、経営理念の「人間尊重を基本とし、環境に配慮しつつ、明るく活力ある企業を目指すこと」に則り、「日本重化学工業グループ人権方針」をここに定めます。

『人類の尊厳と多様性の尊重』を掲げ、あらゆる人が固有に持つ文化、国籍、信条、人種、民族、言語、宗教、性別、年齢や考え方の多様性を尊重し、人権尊重の責任を果たす努力をいたします。

●適用範囲

本方針は、日重化グループ内の人権に関わるすべての規程の上位に位置付けられ、グループ全社員に適用されます。また、サプライヤーを含むすべてのステークホルダーの皆様にも本方針を理解し、支持していただき、協働することにより人権尊重への取り組みを推進していきます。

●適用法令の遵守

事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求してまいります。

●人権デューデリジェンス

人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努め、継続的な実施と改善に取り組みます。

●是正・救済措置

当社グループの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした場合、或いは、これに関与したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。

●教育

本方針が日重化グループ全体の事業に組み込まれ、効果的に実行されるように、適切な研修・教育を行います。

●情報公開

ホームページ等を通じて、本方針に基づく人権尊重の取り組みやその状況を適切に開示します。

日本重化学工業株式会社
制定日 2024 年 9 月 26 日